

医療DX推進の体制に関する取組事項

「DX」とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって社会や生活に変革をもたらすことを指す言葉です。

医療DXは、医療の現場においてデジタル技術を活用することで、医療の効率や質を向上させることを目的としています。

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入し、質の高い医療の提供を行う診療体制の構築を目指しています。

【当院での取組み事項】

1. レセプトオンライン請求の実施
2. オンライン資格確認等の実施および取得データの活用体制の整備
3. 電子処方箋の発行体制の整備
4. 電子カルテ情報共有サービスの活用体制の整備
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関する一定の実績

当院では医療DXの推進に伴い医療DX推進体制整備加算（8点）を算定しております。

ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。

当院からのお知らせ

当院はオンライン資格確認システムを導入し、「マイナンバーカードを健康保険証として利用できる」診療体制を整えております。

厚生労働省より通達があった診療報酬改定を受け、医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードをご提示いただいた場合

医療情報取得加算2

初診時：1点

医療情報取得加算4

再診時：1点

従来の保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算1

初診時：3点

医療情報取得加算3

再診時：2点

当院では、マイナンバーカードを健康保険証としてご登録・ご利用いただくことで、過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などを取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週1回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策部門で検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

7. 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。